

令和4年度特別支援教育就学奨励費交付制度のお知らせ

飯豊町教育委員会

特別支援教育就学奨励費交付制度は、飯豊町立小学校又は中学校に就学する障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合に特別支援教育就学奨励費を交付するための制度です。

下記の要件に該当し援助を希望される方は、お子様の通っている学校の先生へご相談のうえ、必要な手続きを行ってください。

◆援助の対象となる方

下記事項のいずれかに該当し、教育委員会が援助の実施を認定した方。

- ①通常の学級（普通教室）に通う、障がいを有する児童・生徒（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の保護者
- ②特別支援学級の児童・生徒の保護者

◆援助の内容

- ①学用品費（全員） ②給食費（全員） ③新入学用品費（新1年生）
- ④修学旅行費（参加者） ⑤体育実技用具費（小学校1・4年、中学校1年）
- ⑥医療費（学校で治療の指示を受けた虫歯、結膜炎、中耳炎等の治療費）
- ⑦オンライン学習通信費（全員）

※オンライン学習通信費の対象経費は、ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費です。（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）

申請の手続き

(1)提出書類

- ・就学援助費受給申請書兼世帯票
- ・令和3年分の収入額がわかる書類
(世帯員全員分の源泉徴収票、または確定申告書の写し等)

(2)提出期限 令和4年2月25日（金）

(3)提出先 お子様が入学する小学校または飯豊町教育委員会へご提出ください。

- ※ 入学校または民生児童委員にご相談の上、申請書の提出をお願いいたします。
- ※ 家庭状況の変化等により援助が必要になった場合は、その時点で申請が可能ですので、その際は早めに各学校にて手続きを行ってください。
- ※ 民生児童委員がご家庭に伺い、申請内容を確認したり、認定審査の際に役場住民税課の所得・課税状況を閲覧したりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

- ◇教育委員会 教育総務課 学校教育振興室（Tel0238-87-0519 直通）
または
- ◇お子さんが通っている学校